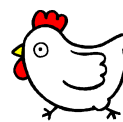
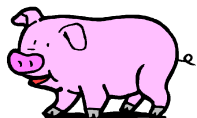


家畜の衛生管理状況等の報告

家畜を所有する皆様へ・・・



平成23年から、所有する家畜の衛生管理状況等を、毎年、報告しなければなりません。

留意事項（1～2ページ）を参考にして、報告様式（3～15ページです。コピーの上ご利用ください）に記入し、次の報告先に提出してください。

記入にあたっては、別添の小冊子「飼養衛生管理基準」もご覧ください。

● 報告先・お問合せ先は・・・

飼養場所	報告先
盛岡市、宮古市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、山田町、岩泉町、田野畑村	岩手県中央家畜保健衛生所 〒020-0173 岩手郡滝沢村滝沢字砂込 390-5 TEL 019-688-4111 FAX 019-688-4012
大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町	岩手県県南家畜保健衛生所 〒023-0003 奥州市水沢区佐倉河字東館 41-1 TEL 0197-23-3531 FAX 0197-23-3593
久慈市、二戸市、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町	岩手県県北家畜保健衛生所 〒028-6222 九戸郡軽米町大字山内 23-9-1 TEL 0195-49-3006 FAX 0195-49-3008

● 報告にあたっての留意事項

「定期報告書」（3ページ目以降の報告様式）は、家畜の飼養場所ごとに、家畜の所有者（所有者以外の管理者がある場合にあつては、当該管理者）が作成し、提出してください。

提出が必要な報告書と記載項目

家畜の種類	飼養頭羽数	報告が必要な報告様式	
牛	大規模頭数（*）以上	様式1～6、7の1	平成23年は、様式1、2のみの提出となります。
	2頭以上、大規模頭数未満	様式1～5、7の1	
	1頭	様式1、2	
水牛	200頭以上	様式1～6、7の1	
	2頭以上、200頭未満	様式1～5、7の1	
	1頭	様式1、2	
鹿、めん羊、 山羊	3,000頭以上	様式1～6、7の1	
	6頭以上、3,000頭未満	様式1～5、7の1	
	6頭未満	様式1、2	
豚、いのしし	3,000頭以上	様式1～6、7の2	
	6頭以上、3,000頭未満	様式1～5、7の2	
	6頭未満	様式1、2	
鶏、うずら	10万羽以上	様式1～6、7の3	
	100羽以上、10万羽未満	様式1～5、7の3	
	100羽未満	様式1、2	
あひる、きじ、 ほろほろ鳥、 七面鳥	1万羽以上	様式1～6、7の3	
	100羽以上、1万羽未満	様式1～5、7の3	
	100羽未満	様式1、2	
だちょう	1万羽以上	様式1～6、7の3	
	10羽以上、1万羽未満	様式1～5、7の3	
	10羽未満	様式1、2	
馬	200頭以上	様式1～3、6、7の4	
	2頭以上、200頭未満	様式1～3、7の4	
	1頭	様式1、2	

（*）大規模頭数

成牛 200頭以上、育成牛 3,000頭以上のいずれか又は両方に該当する場合。

【成牛】① 乳用種の雄牛・交雑種の肥育牛 : 月齢が満17月以上

② ①以外の牛 : 月齢が満24月以上

【育成牛】① 乳用種の雄牛・交雑種の肥育牛 : 月齢が満4月以上満17月未満

② ①以外の牛 : 月齢が満4月以上満24月未満

報告の方法と報告期限

1 定期報告書の作成

本書の様式から必要部分をコピーし、毎年2月1日時点の状況について記入・作成してください。

2 報告方法

最寄の家畜保健衛生所（表紙参照）まで郵送・持参により、下表の期限までに報告してください。

3 報告期限

畜種	報告期限
牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし、馬	<u>その年の4月15日</u>
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥	<u>その年の6月15日</u>

※ 注意

平成23年に限り、
様式1及び2について、10月1日時点の状況を
12月15日までに報告してください

4 その他

毎年の報告となるため、記載後の写しを保管いただくと便利です。

定期報告書

平成 年 月 日

岩手県知事

様

住所

氏名

印

(法人の場合には、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

— —

家畜伝染病予防法第 12 条の 4 第 1 項の規定により、以下のとおり報告します。

1 基本情報

家畜の所有者	氏名・名称 (法人の場合は法人名)
	住所 (郵便番号 —)
	電話番号 — — FAX 番号 — —
管理者 ※家畜の所有者と 飼養管理者が異なる 場合に記入	氏名・名称
	住所 (郵便番号 —)
	電話番号 — — FAX 番号 — —
農場 (家畜の飼養場所)	住所 (郵便番号 —)
	電話番号 — — FAX 番号 — —
	名称 (法人の場合)

2 家畜の種類・飼養頭羽数及び畜舎等の数

- 飼養頭羽数は、その年の2月1日時点（平成23年は10月1日時点）の飼養頭羽数を記入してください。
- ただし、2月1日以前に家畜の出荷又は移動を行なったことにより、2月1日時点の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合には、常時の飼養頭羽数を記入してください。

乳用雌牛				
	成 牛 (満24月齢以上)	育成牛 (満4月齢以上 24月齢未満)	子 牛 (満10日齢以上 4月齢未満)	
	頭	頭	頭	
繁殖牛（乳用雌牛を除く。種雄牛を含む。）				
	成 牛 (満24月齢以上)	育成牛 (満4月齢以上 24月齢未満)	子 牛 (満4月齢未満)	
	頭	頭	頭	
肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。）				
	成 牛 (満24月齢以上)	肥育前期の牛 (満9月齢以上 24月齢未満)	育成牛 (満4月齢以上 9月齢未満)	子 牛 (満4月齢未満)
	頭	頭	頭	頭
肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。）				
	成 牛 (満17月齢以上)	肥育前期の牛 (満7月齢以上 17月齢未満)	育成牛 (満4月齢以上 7月齢未満)	子 牛 (満4月齢未満)
	頭	頭	頭	頭
豚				
	繁殖豚（成豚） (満12月齢以上)	繁殖豚（育成豚） (満3月齢以上 12月齢未満)	肥育豚 (子豚を除く)	子 豚 (離乳後3月齢未満)
	頭	頭	頭	頭

採卵鶏・種鶏			肉用鶏	
	成 鶏 (満 150 日齢以上)	育成鶏 (満 150 日齢未満)		羽
	羽	羽		
<u>その他</u>				
	水牛	鹿	めん羊	山羊
	頭	頭	頭	頭
	<u>いのしし</u>	馬	<u>あひる</u>	<u>うずら</u>
	頭	頭	羽	羽
	<u>きじ</u>	<u>ほろほろ鳥</u>	<u>七面鳥</u>	<u>だちょう</u>
	羽	羽	羽	羽

畜舎等の数

畜 舎 数	棟
心 卵 舎 数	棟

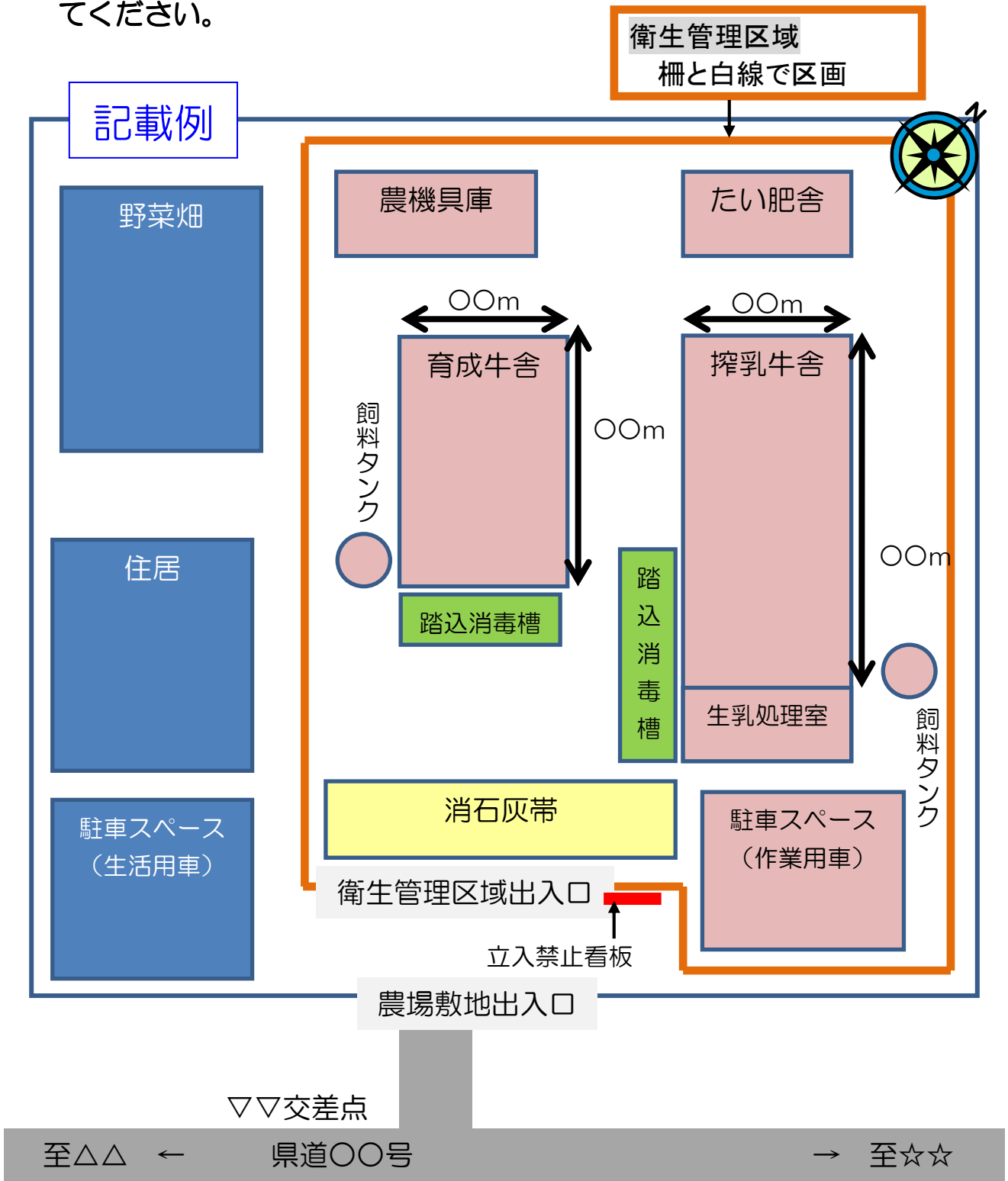
※ 下記の小規模所有者は畜舎等の数を記入する必要はありません。

- ① 牛・水牛・馬の場合：1頭
- ② 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合：6頭未満
- ③ 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合：100羽未満
- ④ だちょうの場合：10羽未満

3 衛生管理区域の設定、消毒設備の設置

病原体の侵入を防止するために衛生的な管理が必要となる区域を「**衛生管理区域**」といいます。家畜の所有者は、家畜の飼養場所周辺に、「**衛生管理区域**」を設定し、その区域の出入口付近及び畜舎等（畜舎、ふ卵舎）の出入口付近に「**消毒設備**」を設置する必要があります。

(1) 以下の記載例・ポイントを参考に、衛生管理区域の見取り図を作成してください。



※見取り図作成のポイント

- ① 主要道路からの大まかな経路と方位が分かるように記載しましょう。
- ② 同一敷地内に、家畜の飼養場所と住居が存在する場合は、衛生管理区域と生活区域の区分が分かるよう、住居等を含めて記載しましょう。
- ③ 衛生管理区域を明確に記載しましょう。
- ④ 衛生管理区域への出入口を明確に記載しましょう。
- ⑤ 衛生管理区域・畜舎（ふ卵舎）の出入口付近に設置した消毒設備の場所を記入しましょう。
- ⑥ 畜舎の大きさを記入しましょう（縦〇〇m×横〇〇mなど）。
- ⑦ 人の立入を制限するために、講じた措置（立看板等の設置、ロープ、プランターの配置など）の位置・内容を記載しましょう。

見取り図作成欄

※ 別紙での提出も可能です（様式自由）

(2) 関係者以外の衛生管理区域への立入制限をどのように実施していますか？

該当するものをチェックしてください。(複数回答可)

① 衛生管理区域の区画の方法

柵 ロープ 植栽 プランター 白線

その他(具体的に記入： _____)

② 立入制限の表示方法と内容

立看板 交通標識(コーン等)と看板

<表示内容をご記入ください> (例) 家畜伝染病予防のため、関係者以外立入禁止

その他(具体的に記入： _____)

(3) 衛生管理区域に立ち入った者が、むやみに家畜に接触しないように、どのような方法をとっていますか？

該当するものをチェックしてください。(複数回答可)

畜舎出入り口の戸締め・ロープ等の設置 立入者へのつきそい

畜舎出入り口への看板設置

<看板の表示内容をご記入ください> (例) むやみに家畜に触らないこと

畜舎開放部へのネット・金網等の設置

その他(具体的に記入： _____)

(4) 車両や人による病原体の侵入を防止するため、衛生管理区域及び畜舎の出入口にどのような消毒設備を設置していますか？

該当するものをチェックしてください。(複数回答可)

① 衛生管理区域(又は農場敷地)の出入り口

消毒薬噴霧器(車両用) 消毒槽(車両用) 消毒ゲート

消毒マット 消石灰帯 踏込み消毒槽 手指消毒スプレー

その他(具体的に記入： _____)

② 畜舎等の出入り口

消毒薬噴霧器(身体・物品用) 踏込み消毒槽 消毒マット

消石灰帯 手指消毒スプレー

その他(具体的に記入： _____)

4 家畜の飼養密度（馬の所有者は記入する必要はありません）

※ 畜種ごと、畜舎ごとに記入してください

※ 1坪 = 3.3 m²で計算してください

（畜舎区分）	（畜舎の面積）	（飼養頭羽数）	（飼養密度）
_____	m ² （ × ）	÷ _____ 頭	= _____ m ² /頭
_____	m ² （ × ）	÷ _____ 頭	= _____ m ² /頭
_____	m ² （ × ）	÷ _____ 頭	= _____ m ² /頭

5 埋却用地等の確保の状況（馬の所有者は記入する必要はありません）

万が一、家畜伝染病が発生した際には、すみやかに感染家畜を処分し、その死体等を埋却する必要があります。

(1) 埋却用地を確保していますか？

- はい いいえ ⇒ **用地の確保について取組みましょう**
引き続き、設問5(2)と(3)にご記入ください

「はい」の場合は、以下の①～⑤の設問の該当するものにチェック、または、必要事項に記入してください。

① 所在地、面積、家畜の飼養場所からの距離を記入してください。

【所在地住所】

【面積】

【距離】

_____ m²

_____ km

② その土地は現在どのように利用されていますか？

【用途】 山林 休耕田 転作田 畑 採草地 放牧地 原野・空地 その他（用途：_____）

(2) 埋却以外の処理方法について検討している場合は、
該当するものにチェック、または、必要事項に記入してください。

① 処理方法、処理施設の名称・住所、家畜の飼養場所からの距離を記入してください

ア) 処理方法 焼却処理 化製処理

イ) 施設の名称・所在地住所

ウ) 飼養場所から施設までの距離 _____ km

② 処理施設の利用について、施設側の承諾は得られていますか？

- 説明し、承諾を得ている
 説明はしているが、承諾は得ていない
 説明していない

③ 当該施設の近隣住民、関係者の承諾は得られていますか？

- 説明し、承諾を得ている
 説明はしているが、承諾は得ていない
 説明していない
 わからない

(3) 埋却用地の確保や埋却以外の処理施設を利用するために、どのような
ことに取組んでいますか？

(埋却用地や埋却以外の処理施設を確保していない方への質問です。)

- 埋却地としての利用を地権者に相談している
 農協・役場の担当者に相談している
 親戚・知人に土地の利用を相談している
 候補用地を探している 埋却用地の購入を検討している
 その他(内容記入； _____)

6 大規模所有者の場合は、担当獣医師の所属(診療施設)と
氏名を記入してください。

また、「従業員が、特定症状(別添の小冊子「飼養衛生管理基準」
参照)を確認した場合に、家畜保健衛生所へ直ちに通報することを
規定した書面」の写しを、報告用紙に添付してください。

(馬の所有者は添付する必要はありません)

担当獣医師所属

担当獣医師氏名

7 飼養衛生管理基準の遵守状況

(1) 牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊の場合

1. 家畜防疫に関する最新情報の把握	し欄
自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。	
2. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止	し欄
① 衛生管理区域及び畜舎に出入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	
② 衛生管理区域に立ち入る者に対して、当日の他の畜産関係施設等への立入りの有無や過去1週間以内の海外からの入国歴（渡航歴）を確認し、必要がある場合を除いて、立ち入らせないようにしている。	
③ 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であって、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には洗浄又は消毒をしている。	
④ 衛生管理区域に持ち込む衣服及び靴の過去4月以内の海外での使用歴を確認し、必要がある場合を除いて、持ち込ませないようにしている。	
3. 野生動物からの病原体の侵入防止	し欄
飼養する家畜に飲用に適した水を給与している。	
4. 衛生管理区域の衛生状態の確保	し欄
① 畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	
② 家畜の体液（生乳を除く。）が付着する物品を使用する際には、1頭ごとに交換又は消毒をしている。	
③ 空になった畜房又はハッチの清掃及び消毒をしている。	
5. 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処	し欄
① 家畜に異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	
② 毎日、飼養する家畜の健康観察を行っている。	
③ 出荷又は移動の直前に家畜の健康状態を確認している。	
6. 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	し欄
衛生管理区域に立ち入った者等に関する記録を作成し、1年間保存している。	

注意 遵守している項目について、し欄にチェック印を付けること。

7 飼養衛生管理基準の遵守状況

(2) 豚及びいのししの場合

1. 家畜防疫に関する最新情報の把握	し欄
自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。	
2. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止	し欄
① 衛生管理区域及び畜舎に出入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	
② 衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、着用している。	
③ 衛生管理区域に立ち入る者に対して、当日の他の畜産関係施設等への立入りの有無や過去1週間以内の海外からの入国歴（渡航歴）を確認し、必要がある場合を除いて、立ち入らせないようにしている。	
④ 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であって、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	
⑤ 衛生管理区域に持ち込む衣服及び靴の過去4月以内の海外での使用歴を確認し、必要がある場合を除いて、持ち込ませないようにしている。	
⑥ 家畜に給与する食品循環資源を原材料とする飼料は、加熱その他の適切な処理が行われたものを利用している。	
3. 野生動物からの病原体の侵入防止	し欄
飼養する家畜に飲用に適した水を給与している。	
4. 衛生管理区域の衛生状態の確保	し欄
① 畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	
② 家畜の体液が付着する物品を使用する際には、1頭ごとに（注射針にあっては、少なくとも畜房ごとに）交換又は消毒をしている。	
③ 空になった畜舎又は畜房の清掃及び消毒をしている。	
5. 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処	し欄
① 家畜に異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	
② 毎日、飼養する家畜の健康観察を行っている。	
③ 出荷又は移動の直前に家畜の健康状態を確認している。	
6. 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	し欄
衛生管理区域に立ち上った者等に関する記録を作成し、1年間保存している。	

注意 遵守している項目について、し欄にチェック印を付けること。

7 飼養衛生管理基準の遵守状況

(3) 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合

1. 家畜防疫に関する最新情報の把握	し欄
自らが飼養する家きんが感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。	
2. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止	し欄
① 衛生管理区域及び家きん舎に出入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	
② 衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置するとともに、家きん舎専用の靴を設置し、着用している。	
③ 衛生管理区域に立ち入る者に対して、当日の他の畜産関係施設等への立入りの有無や過去1週間以内の海外からの入国歴（渡航歴）を確認し、必要がある場合を除いて、立ち入らせないようにしている。	
④ 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であって、飼養する家きんに直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	
⑤ 衛生管理区域に持ち込む衣服及び靴の過去2月以内の海外での使用歴を確認し、必要がある場合を除いて、持ち込ませないようにしている。	
3. 野生動物からの病原体の侵入防止	し欄
① 野生動物の排せつ物が混入するおそれがある水を飲用水として用いる場合に消毒している。	
② 野鳥等の野生動物の侵入を防止することができる防鳥ネット等を設置している。	
③ 定期的に防鳥ネット等の破損状況を確認し、破損箇所の修繕を行っている。	
④ 家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合に、遅滞なく、その破損箇所の修繕を行っている。	
4. 衛生管理区域の衛生状態の確保	し欄
① 家きん舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	
② 空になった家きん舎又はケージの清掃及び消毒をしている。	
5. 家きんの健康観察と異状が確認された場合の対処	し欄
① 家きんに異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	
② 毎日、飼養する家きんの健康観察を行っている。	
③ 出荷又は移動の直前に家きんの健康状態を確認している。	
6. 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	し欄
衛生管理区域に立ち入った者等に関する記録を作成し、1年間保存している。	

注意 遵守している項目について、し欄にチェック印を付けること。

7 飼養衛生管理基準の遵守状況

(4) 馬の場合

1. 家畜防疫に関する最新情報の把握	し欄
自らが飼養する馬が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。	
2. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止	し欄
厩舎に出入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒を実施している。	
3. 野生動物からの病原体の侵入防止	し欄
飼養する馬に飲用に適した水を給与している。	
4. 衛生管理区域の衛生状態の確保	し欄
① 厩舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	
② 馬の体液が付着する物品を使用する際には、1頭ごとに交換又は消毒をしている。	
③ 空になった馬房の清掃及び消毒をしている。	
5. 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処	し欄
① 馬に異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	
② 毎日、飼養する馬の健康観察を行っている。	
③ 移動又は出荷の直前に馬の健康状態を確認している。	

注意 遵守している項目について、し欄にチェック印を付けること。